

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・ 相談支援専門員の研修制度の見直し(平成31年度～)

- 1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の
研修制度の見直し等について P 2～
- 2 相談支援専門員の研修制度の見直しについて P 13～

※この資料は、国立障害者リハビリテーションセンター学院において実施する平成30年度「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者指導者養成研修」「相談支援従事者指導者養成研修会」資料を基に作成しています。

(平成30年10月 愛媛県・松山市 集団指導資料)

2 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

相談支援専門員の研修制度の見直しについて

1. カリキュラムの見直し

⇒2020年度以降に延期(H30.10.26厚労省通知による変更)

- ~~意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、現行のカリキュラムの内容を充実する。~~
- ~~実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修(更新研修含む)の受講に、一定の実務経験の要件(注)を設定。
(※旧カリキュラム受講者は初回の更新時は従前の例による。)~~

~~(注)現任研修(更新研修含む)を受講するための一定の実務経験の要件~~

~~(現任研修は①、更新研修は①又は②のいずれかに該当する場合)~~

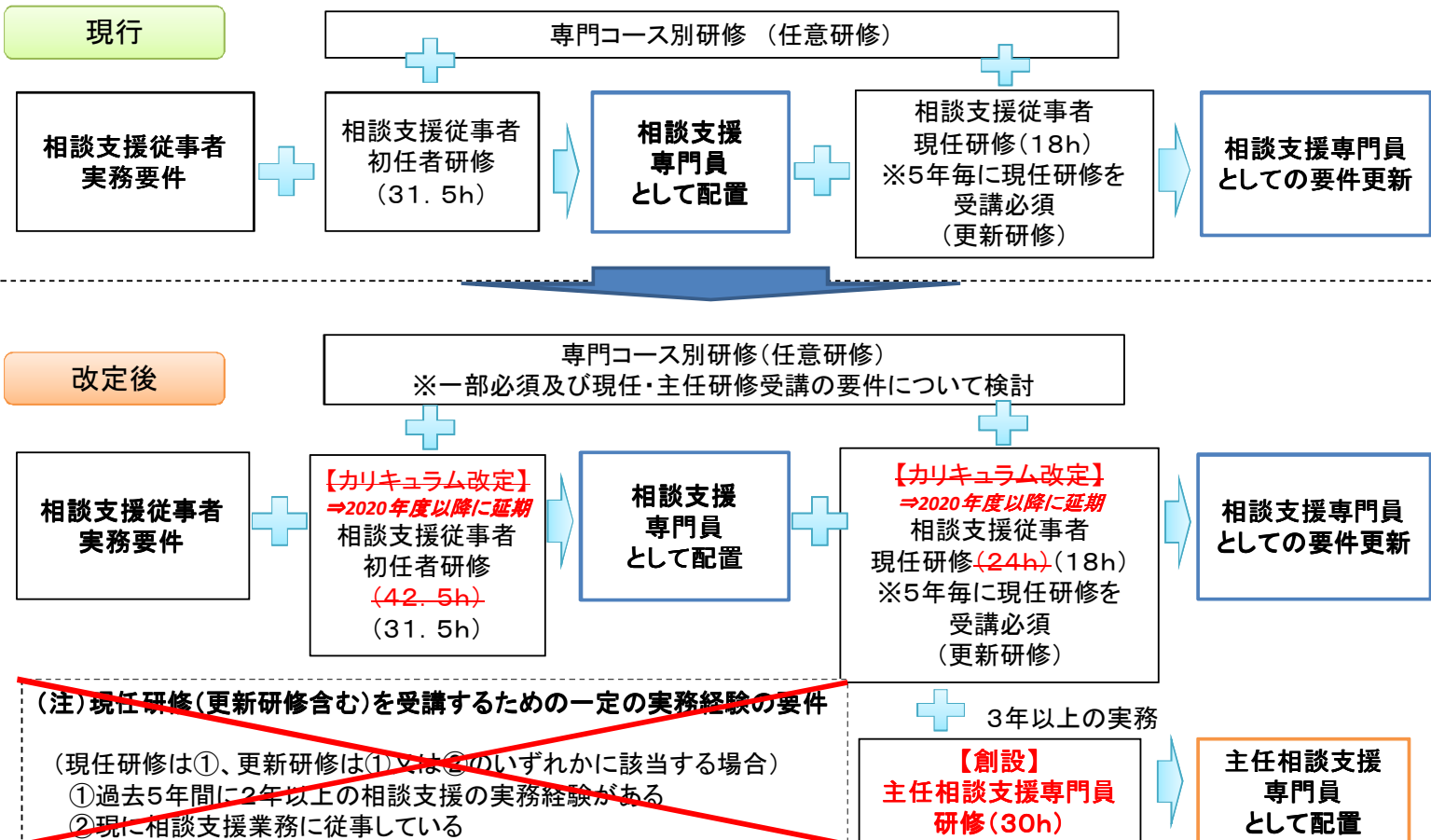
- ~~①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある~~
- ~~②現に相談支援業務に従事している~~

2. 主任相談支援専門員研修の創設

- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、主任相談支援専門員研修を創設。

17

相談支援専門員の研修制度の見直しについて(予定)



18

